

ベルンドルフ市・花巻市友好都市提携50周年記念事業開催について

大迫町がベルンドルフ市との友好都市を締結してから50周年となり、10月にはベルンドルフ市より市民訪問団一行がお見えになります。

ベルンドルフ市・花巻市友好都市提携50周年記念事業実行委員会（委員長：上田花巻市長）では、訪問団をお迎えして各種の行事を開催する予定となっております。

つきましては、歓迎行事の一環として大迫地域の皆様によります「輪踊り」を計画致しましたので大迫地域の皆様多数にご参加いただきたくお知らせします。

【訪問団の行動日程（予定）】

月日	時刻	内容	場所	備考
10月11日(日)	11:55	到着（出迎え）	新花巻駅	
	15:00～	歓迎セレモニー	大迫交流活性化センター	イベント広場
12日(月)	13:30～	市民交流会	大迫交流活性化センター	イベント広場
	15:30～	記念植樹	葡萄が丘E-テイルの園場	
	18:00～	記念式典・祝賀会	大迫ふるさとセンター	
13日(火)	午前中	三陸沿岸被災地視察	陸前高田市内	
	夕方	岩手県日壊協会交流会	盛岡市内	
14日(水)	13:30～	E-テイル工場視察、町内散策、市民との交流	大迫町内	
	17:30～	友好会主催晩さん会	大迫ふるさとセンター	
15日(木)	9:09	出発（見送り）	新花巻駅	

花巻市内で特殊詐欺(還付金詐欺)の被害が発生しました。ご注意ください！！

8月に花巻市内で、市役所職員をかたった電話でATMを操作させてお金を振り込ませる、いわゆる「還付金詐欺」の被害が発生しました。

市内では現在、このような不審な内容の電話が急増しており、被害の拡大が懸念されています。なお、市役所や公的機関の職員が、手続きのために市民の皆さんにATMの操作をお願いすることはありません。

各々が注意することはもちろんですが、ご家族や周りの皆さんの間でも話題にして、注意喚起をしてくださいますようお願いいたします。



このような電話は「期限は今日まで」や「今すぐにやらないと面倒なことになる」など、考える時間や周りに相談する余裕を与えないように話を進めてきます。

もし不審な電話が来た場合には、ひとりで判断せず、最寄りの警察署（花巻警察署 23-0110）や花巻市役所市民生活総合相談センター（24-2111）までお気軽にご相談ください。

まちわり
「大迫町割(都市計画)を知る会」開催

元和3年(1617)に現在の大迫4町(上町・仲町・川原町・下町)の街並みが誕生してから、平成29年に400年を迎えます。

そこで、「大迫町割(都市計画)を知る会」を開催します。当時の大迫について思いを馳せてみませんか。

- ◆日時 平成27年9月14日(月)
午後1時30分～
- ◆場所 大迫交流活性化センター
- ◆入場 無料
- ◆主催 大迫地域中心市街地顔づくり委員会
事務局 花巻商工会議所大迫支所
TEL 48-3230



大迫多目的広場(旧カントリープラザ跡地)
再整備説明会のご案内

大迫多目的広場(旧カントリープラザ跡地)の再整備に係る事業説明会を下記の日程で開催いたしますので、多数のご参加をお待ちしております。

- ◆日時 平成27年9月11日(金)
午後6時30分～
- ◆場所 大迫交流活性化センター大会議室
- ◆主催 大迫総合支所(地域振興課)
- ◆参加対象 大迫地域住民の皆さん
- ◆内容 老朽化により取り壊しをした旧カントリープラザ跡地の再整備内容(案)

<大迫総合支所地域振興課産業係 TEL 48-2111
(内線 163)>

市長の大迫総合支所執務日のお知らせ

4月から市長がおおむね月1回、大迫総合支所で執務を行っております。

総合支所市長執務室で地域の文化やまちづくりなどについて、市民の皆様と直接対話させていただきます。

☆9月の執務日

**※9月は議会開催月のため、
総合支所での執務は行いません。**

<大迫総合支所地域振興課 TEL 48-2111(内線 214)>

花巻市生活困窮者自立支援事業を
ご存じですか？

生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化することを目的として、平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行されています。

花巻市社会福祉協議会では、市の委託を受け、生活に困窮している方に対して地域で自立した生活が送れるよう支援を行っています。

～出張相談の開催～

- ◆開催日 毎月第1木曜日
- ◆場所 花巻市社会福祉協議会大迫支所
(保健センター内)
- ◆時間 午後2時～午後4時

【問い合わせ】

<花巻市社会福祉協議会総合相談センター
TEL 22-6708>

電気さく施設の安全確保について

今般、静岡県で獣害対策用に設置された電気さくにより人が感電し、死傷する事故が発生しました。感電事故等を防止するため、以下の事項を遵守し、電気さく施設の適正な管理を行ってください。

・電気さくの電気を30ボルト以上の電源(コンセント用の交流100ボルト等)から供給するときは、電気用品安全法の適用を受ける電源装置(電気用品安全法の技術基準を満たす電気さく用電源装置)を使用すること。

・上記の場合において、公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に施設する場合は、危険防止のために、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに、0.1秒以内に電気さくを遮断する漏電遮断器を施設すること。

・電気さくを施設する場合は、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと。

【電気さく施設が設置されているのを見かけたら】

電気さく施設が設置されている場所へむやみに近づいたり、触ったりしないでください。

特に幼児等には付近で遊ばせたり近づかせたりしないよう注意してください。



<花巻市役所農村林務課 TEL 24-2111>